

別紙4 (IP-VPN の規定)

第1条 (利用契約)

当社は、利用規約第7条(利用契約の締結)により契約者が申し込みした利用契約が Master' sONE IP-VPN 契約 (以下、「本契約」といいます)の場合に、別紙3に規定する各サービスメニューの種類を提供します。

第2条 (利用 IP アドレス)

契約者が Master' sONE IP-VPN で利用出来る IP アドレスは、RFC1918 で規定されるプライベートアドレス、もしくは社団法人日本ネットワークインフォメーションセンタ(JPNIC)等の機関から正規に割り当てられたグローバルアドレスに限ります。

第3条 (ユーザ ID)

1. 当社は、契約者からの申請に基づいて「フレッツ」専用タイプ接続サービス、ACCA-ADSL クライアント接続サービス、に PPP 認証に必要となる1つのユーザ ID を定めます。
2. 契約者は、前項のユーザ ID を同時に複数使用して Master' sONE IP-VPN を利用することはできません。
3. 契約者は、第1項のユーザ ID 以外を使用して Master' sONE IP-VPN を利用することはできません。

第4条 (提供条件)

1. Master' sONE IP-VPN の契約申込を行うにあたり、契約者は当社が契約者のネットワーク内に当社の選定した回線終端装置、屋内配線及びネットワーク接続装置を設置することを了承するものとします。
2. 契約者のネットワーク内に設置した当社の回線終端装置、屋内配線及びネットワーク接続装置については、当社の都合により、その種類を変更することがあります。
3. 当社が設置した回線終端装置及びネットワーク接続装置については、契約者の申し出以外に、当社の都合により回線終端装置及びネットワーク接続装置内の設定内容を変更する場合があります。
4. 当社が設置した回線終端装置及びネットワーク接続装置については、当社の職員または当社が委託するネットワーク技術者が設定を行います。
5. PPP 認証に必要となるユーザ ID およびネットワークパスワードは当社が定め、ネットワーク接続装置の設定を行うものとし、契約者にはこれを通知しないものとします。
6. 当社は、契約者が当社の回線終端装置、屋内配線及びネットワーク接続装置に対して当社の許可なく設定変更等を行ったことにより発生したいかなる損害に対しても責任を負わないものとします。
7. セキュア・インターネット VPN 接続サービス、セキュア・インターネット VPN Light 接続サービス及びセキュア・インターネット VPN-HighSpeed 接続サービス、セキュア・インターネット VPN-HighSpeed シンプルメニュー接続サービス、CO-CO イーサ接続サービスにおいて、当社は帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。
8. セキュア・インターネット VPN 接続サービス、セキュア・インターネット VPN Light 接続サービス及びセキュア・インターネット VPN-HighSpeed 接続サービス、セキュア・インターネット VPN-HighSpeed シンプルメニュー接続サービス、CO-CO イーサ接続サービスにおいて、当社は契約者が当社所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービス用に使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に 支障

を与える場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

9. 「フレッツ」専用タイプ接続サービス、セキュア・インターネット VPN 接続サービス、セキュア・インターネット VPN Light 接続サービス及びセキュア・インターネット VPN-HighSpeed 接続サービス、ビジネス専用網接続型サービスの利用契約では、併せてファイバーラインサービスを利用することができます。この場合、ファイバーラインサービスは、「ファイバーライン利用規約」に基づき提供します。

第5条（端末設備の提供）

1. 当社は、契約者から請求があったときは、ネットワーク内ないしは契約者の設置場所に別表1第1表第12に定めるところによる機器を提供いたします。
2. 当該機器の設置場所については、当社が定めることとします。

第6条（責任分界点）

(1) 加入者回線を当社名義で設置した場合

- (i) 契約者のネットワーク内に当社がネットワーク接続装置を設置する場合、契約者のネットワーク内に設置した当社ネットワーク接続装置までとします。
- (ii) 契約者がネットワーク接続装置を用意する場合は、契約者のネットワーク接続装置の加入者回線側接続点の直前までとします。
- (iii) 「フレッツ・オフィス」接続サービス契約、「フレッツ・オフィス ワイド」接続サービス契約及び「フレッツ・VPN ゲート」接続サービスについては、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する契約者専用の「フレッツ・オフィス」、「フレッツ・オフィス ワイド」、「フレッツ・VPN ゲート」で接続されるものとし、責任分界点は、その接続点とします。
- (iv) セキュア・インターネット VPN 接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する冗長化された IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。
- (v) セキュア・インターネット VPN Light 接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。
- (vi) ACCA-ADSL 接続サービス契約では、ACCA のネットワークと当社とは、当社のネットワーク接続装置で接続されるものとし、当社の責任分界点はその接続装置の直前までとします。
- (vii) セキュア・インターネット VPN-HighSpeed 接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する冗長化された IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。
- (viii) CO-CO イーサ接続サービス契約では、当社が設置する回線終端装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

(2) 加入者回線を契約者名義で設置した場合

- (i) 専用回線接続サービス契約では、契約者が設置する加入者回線と、当社のアクセスポイントに設置されているネットワーク接続装置との接続は、契約者が設置する専用線の回線終端装置によって接続されるものとし、当社の責任分界点は、アクセスポイントに設置される専用線の回線終端装置の直前までとします。

- (ii) ATM メガリンク接続サービス契約では、契約者が設置する加入者回線と、当社のアクセスポイントに設置されているネットワーク接続装置との接続は、契約者が設置する加入者回線の回線終端装置によって接続されるものとし、当社の責任分界点は、アクセスポイントに設置される加入者回線の回線終端装置の直前までとします。
- (iii) メガデータネット接続サービス契約では、東日本電信電話会社および西日本電信電話会社のメガデータネット接続サービスと当社のネットワーク接続装置との接続は当社が設置する相互接続装置によって接続されるものとし、当社の責任分界点は当社の相互接続装置までとします。
- (iv) イーサ接続サービス契約では、契約者が設置する加入者回線と、当社のアクセスポイントに設置されているネットワーク接続装置との接続は、契約者が設置する加入者回線の回線終端装置によって接続されるものとし、当社の責任分界点は、アクセスポイントに設置される加入者回線の回線終端装置の直前までとします。
- (v) 「フレッツ」専用タイプ接続サービス契約では「フレッツ・オフィス」接続サービス契約、「フレッツ・オフィス ワイド」接続サービス契約、「フレッツ・VPN ゲート」接続サービスに同じ。
- (vi) セキュア・インターネット VPN 接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する冗長化された IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は加入者回線を除く、当社が契約する IP 通信網接続点および契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。
- (vii) セキュア・インターネット VPN Light 接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は加入者回線を除く、当社が契約する IP 通信網接続点および契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。
- (viii) セキュア・インターネット VPN-HighSpeed 接続サービス及びセキュア・インターネット VPN-HighSpeed シンプルメニュー接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する冗長化された IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は加入者回線を除く、当社が契約する IP 通信網接続点および契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

第7条 (技術的事項)

1. 契約者は、当社から通知された情報を契約者の設置するネットワーク接続装置に設定するものとします。
2. セキュア・インターネット VPN 接続サービス、セキュア・インターネット VPN Light 接続サービス及びセキュア・インターネット VPN-HighSpeed 接続サービス、セキュア・インターネット VPN-HighSpeed シンプルメニュー接続サービスについては、当社の用意するネットワーク接続装置のみを利用できるものとします。当社以外から提供された機器での接続はできません。
3. その他技術事項は「Master's ONE サービス仕様書」の通りとします。